



2022年8月19日

各 位

会 社 名 株式会社ソノコム
代表者名 代表取締役社長 高木 清啓
(コード番号 7902 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役業務部長 宮寺 利宗
(TEL 03-3716-4101)

退任取締役に対する役員退職慰労金支給に関するお知らせ

当社は、退任取締役に対し役員退職慰労金を支給いたしましたのでお知らせいたします。
なお、本件は、2022年5月20日開催の取締役会において2022年6月28日開催の当社
第60期定時株主総会に上程することを決議し、同株主総会においてご承認を頂いております。

また、同日開催のガバナンス委員会に本件を諮問し、その答申を踏まえ、その後の取締役会
において下記のとおり役員退職慰労金を贈呈することを決議しておりますが、改めて当該取引が
少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のない者からの意見書を入
手し、本日開催の取締役会において本件の妥当性を確認しました。

記

1. 退任取締役に対する退職慰労金支給の内容

当社取締役を退任いたしました、岨野俊雄氏及び黒川秀樹氏に対し、在任中の功労に報い
るため、当社規程の定めに基づき役員退職慰労金を支給いたしました。

尚、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会の決議にご一任いただき
ました。

2. 支配株主への退職慰労金

内 容：支配株主である退任取締役に対する役員退職慰労金の支給

対 象 者：取締役相談役 岨野 俊雄

在任年数：59年6か月

退任日：2022年6月28日

退職慰労金：348,316,500円

支給日：2022年6月30日

3. 支配株主との取引に関する事項

(1) 「支配株主と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況

退職慰労金の支給先である岨野俊雄氏は、当社の支配株主であり、本件は支配株主との取引に該当いたします。

当社は、支配株主から制約をうけることなく独立性を確保するため、社外役員を過半数とするガバナンス委員会を設置し、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を取締役会で定め、2022年7月4日付けのコーポレート・ガバナンス報告書において以下のとおり開示しております。

・支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主及びその近親者との間に取引はなく、今後行う予定はありません。しかし、今後関連当事者との間で取引を行う場合には、当社との利益相反を防止し、取引の公平性・公正性を図る観点から、その取引の合理性や取引条件について、あらかじめガバナンス委員会に諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において承認を得ることといたします。

これに基づき、2022年6月28日開催のガバナンス委員会に諮問した結果、当該取引に関して妥当性に問題がないとの答申を得ておりましたが、改めて、3.(3)に記載の通り、当該取引が少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のない者からの意見書を入手しております。

(2) 公正性を担保するための処置及び利益相反を回避するための措置

退職慰労金の支給先である岨野俊雄氏は、当社の支配株主であり、本件は支配株主との取引に該当することから、利益相反を回避するため次のような措置を講じることといたしました。

- ・岨野俊雄氏の親族である、代表取締役会長岨野公一氏は、本件の取締役会の審議及び決議、並びにガバナンス委員会の審議に参加していません。
- ・2022年6月28日開催の取締役会においては、上記を除く全ての取締役が審議に参加し、決議に参加した全ての取締役の賛成と同意を以て決議いたしました。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のない者からの意見書の概要

本件を検討するにあたり、支配株主である岨野俊雄氏と利害関係を有しない当社の取締役鈴木清氏、監査役内藤貴昭氏、監査役落合智治氏に本件に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否かに関する検討を依頼し、2022年8月19日付で本件は、当社の少数株主にとって不利益なものでないとする意見書を取得しております。

尚、上記3名は、東京証券取引所に独立役員として届出をしております。

意見書の概要

取締役会から諮問を受けた支配株主である岨野俊雄氏への役員退職慰労金の支給案について「上場会社又はその子会社等が支配株主、その他の有価証券上場規程施行規則で定める者が関連する重要な取引等を行うことについての決定」であると判断し、顧問税理士等からの見解を参考とした上で、「少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のない者からの意見書」として、以下のとおり、本件の是非、内容、金額の公正・妥当性、企業価値向上などの観点から総合的に検討した結果、当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する。

① 役員退職慰労金支給の是非に関する検討

取締役相談役岨野俊雄氏の退任に際し、在任中の功労に報いるため、当社規程の定めにより特別功労金を加え、役員退職慰労金を支給するとの会社提案に対し、岨野俊雄氏の会社設立からの功績に関する検証を行った結果、少数株主に不利益となる意図や要因は見当たらないと考える。

② 役員退職慰労金の支給額の公正性・妥当性に関する検討

本提案は、岨野俊雄氏の功績に関する検証、会社業績における検証及び他社事例における検証等を行った結果、公正に決定された妥当性のある金額であると判断し、少数株主に不利益となる金額ではないと考える。

③ 役員退職慰労金支給決定プロセスの公正性・妥当性に関する検討

本提案に関して、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況や公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の検討結果から、支配株主である岨野俊雄氏に対し、役員退職慰労金の支給が有利に進められたと思われる点は認められず、本提案の決定プロセスに関して少数株主にとって不利益な要因はないと考えられる。

④ 役員退職慰労金支給による企業価値の向上について

本提案が決定することにより直接的な現金、利益を生み出すことはなく、支給額は2023年3月期の特別損失として計上することとなるが、役員退職慰労金の支給という当該企業が通例的に行っている事案であり、その事実を以て将来的にも企業価値の向上を妨げる要素とは判断できず、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

4. 業績に与える影響

従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、当社所定の基準に基づき役員退職慰労引当金を2億54百万円計上しておりましたので、実際の支給額との差額1億21百万円を特別損失の役員退職慰労金として計上しております。

以 上